

広島県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十九年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

向洋停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡府中町青崎南五六〇七番二地先向洋停車場から 安芸郡府中町青崎南五六二六番一地先県道広島海田線交点まで	旧	三・七〇〇～一七・五〇〇	一三七・八〇	
安芸郡府中町青崎南五六〇七番二地先向洋停車場から 安芸郡府中町青崎南五六二六番一地先県道広島海田線交点まで	新	一六・〇〇〇～三四・三〇〇	一五四・六八	
安芸郡府中町青崎南五六〇七番二地先向洋停車場から 安芸郡府中町青崎南五六二六番一地先県道広島海田線交点まで	新	一六・〇〇〇～三六・五〇〇	一七八・四五	トリプルウェイ 一部拡幅